

『ご存知ですか？』

“東弁協”に労働保険手続を委託すると、

ボス弁、パートナー、
法人社員の先生も！

事業主も労災加入が可能になります！

～労働保険手続は“東弁協”に～

◎委託メリット

➤ ご委託の場合、労働基準監督署・ハローワーク・労働局などへの届出も“東弁協”が行ないます！

先生と
事務員さん
の時間を
有効活用！

※現在、他に委託している場合、所内で手続している場合でも、移行手続はすぐに行えます。

委託に関するご負担(委託手数料)

◎従業員1名(賃金総額年300万円[通勤費・賞与含])、事業主1名が特別加入した場合

委託手数料〔税抜〕

年間 **26,400円**※

月額換算で

2,200円!

※新規適用時や突然の退職者などによる手続増でも年間の委託手数料は変わりません。
※委託手数料の算出方法は、裏面の「3. 労働保険料及び委託に関するご負担」をご覧ください。

◇労働保険(労災保険・雇用保険)から受けることができる給付

<労災保険の給付>

- 療養(補償)給付
- 傷病(補償)年金
- 介護(補償)給付
- 葬祭料(葬祭給付)
- 休業(補償)給付
- 障害(補償)給付
- 遺族(補償)給付

<雇用保険の給付(失業等給付)>

- 求職者給付 (失業中の求職者への給付など)
- 雇用継続給付 (育児休業をした方への給付など)
- 教育訓練給付 (通信教育等を受けた方への給付)
- 就職促進給付 (失業中の就職に対する給付など)

先生のお名前		登録番号	
電話番号	()	FAX番号	()
メールアドレス		@	(任意)
希望する対応	<input type="checkbox"/> 訪問による説明[所要時間:30分程度](希望日① 月 日 時/② 月 日 時) <input type="checkbox"/> 資料送付希望(送付方法: <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX)		
その他のご連絡事項	例)「18:00以降の連絡にしてほしい」「事務担当者〇〇へ連絡」		

下記の内容にご同意のうえ、FAXいただくか、お電話にてご連絡ください。

※ご提供いただく個人情報の利用目的

- 1)お問い合わせに対する回答を行うため 2)資料請求に対する発送のため

※また、この個人情報は、東京都弁護士協同組合から下記へ提供されます。

【労働保険事務委託先】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル 社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

URL: <http://www.kaito-sr.com> TEL: 03-3369-7411

FAX: 03-3369-2711

担当 金子 橋本

1. 労働保険とは

労働者災害補償保険法(労災保険)と雇用保険の総称で、労働者が労働災害や失業した場合などに必要な保険給付を行うものです。

2. 事業主も労災保険加入できる“特別加入制度”とは・・・

通常、労災保険に加入することができない事業主、共同経営者、家族従事者その他「労働者」でない方にも、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認められているのが、特別加入制度です。(対象となる方は包括加入)

◎この制度を利用するには労働保険事務組合に事務処理を委託する必要があります。

(東京都弁護士協同組合は、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合です)

3. 労働保険料及び委託に関するご負担

1) 労働保険料(下記a～cを合算して算出)

- a. 従業員賃金総額(労災保険対象) × 労災保険料率
- b. 従業員賃金総額(雇用保険対象) × 雇用保険料率
- c. 特別加入の給付基礎日額 × 365日 × 労災保険料率

2) 委託手数料(下記①～③を合算して算出)

- ① 従業員労災保険料(上記aの概算)の10%相当額
- ② 特別加入者1人につき年額300円
- ③ 算出時の雇用保険被保険者数による手数料(下表)

被保険者数	1～4人	5～15人	16～30人	31人以上
年間手数料額	25,200円	31,200円	37,200円	別途協議

◎計算例 従業員1名(賃金総額年300万円[通勤費・賞与含])、事業主1名が特別加入した場合

【労働保険料】 ※雇用保険料率は法改正により変わることがあります。
以下は令和5年度の料率に基づき計算していますが、今後変更される場合がございます。

- a. 労災保険料 : 3,000千円 × 3.0/1000 = 9,000円
- b. 雇用保険料 : 3,000千円 × 9.5/1000 = 28,500円 (※事業主負担分のみ)
- c. 特別加入保険料 : 25,000円 × 365 × 3.0/1000 = 27,375円

※雇用保険料(従業員負担分) : 3,000千円 × 6.0/1000 = 18,000円

年間労働保険料	64,875円(事業主負担分) [+ 18,000円(従業員負担分)]
---------	--

【委託手数料】

※ a および b の保険料は、労働保険事務組合への委託がなくても発生します。

$$\textcircled{1}9,000\text{円} \times 10\% + \textcircled{2}300\text{円} \times 1\text{人} + \textcircled{3}25,200\text{円} =$$

年間委託手数料	26,400円(税抜)
---------	-------------

月額換算で
2,200円!